

# 博士論文要旨および 論文審査報告

氏名	小出 享一
学位の種類	博士(社会学)
学位記番号	社会博甲第2号
学位授与の日付	2008年3月17日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	障害者の自立生活の展開
論文審査委員	主査 上田 修 教授
	副査 坪山 孝 教授
	副査 宮本 孝二 教授

<学位申請論文要旨>

## 障害者の自立生活の展開

小 出 享 一

本論文のテーマは、「障害者の自立生活の展開」である。この論文では、「働く」ということを中心に据えて議論を展開させていきたい。そしてこれらのテーマは、脳性マヒの障害をもつ筆者がこれまでの人生で体験したこと、関わっていることと深いつながりがある。まず序章では、研究の対象と方法を述べる。第1章の「日本における障害者福祉の形成」は、日本の障害者福祉の形成過程を概観するとともに、今後の論述への繋ぎの役割を果たしている。第2章では、社会が持っている従来の障害者の見方に対して反発し、地域のなかで、自立生活を営むことを通して脱施設化を訴えた「青い芝の会」の障害者解放運動について述べる。第3章では、障害者が「自立生活センター」で給料をもらって働くことの意義について述べる。第4章では、障害者自身が社会福祉法人やNPO法人及び株式会社を設立し、運営するという新しい雇用形態がみられてきていることを知的障害者授産施設「あゆむ」及びスワンペーカーリー茨木店での取り組みを中心に述べる。第5章では、2000年から2007年までの障害者福祉の動向をまとめた。終章では、まとめと今後の展望について述べる。これらの流れを通して障害者の自立生活の展開を考察する。

## 序 章 研究の対象と方法

### 第1章 日本における障害者福祉の形成

これまで障害者は、目に見える形であるいは目に見えない形で「保護すべき者」として教育や就労などにおいて、「社会に役に立たない」存在として様々な形で差別を受けてきた。障害者は社会によって作られる。障害者は障害者であるために、あるいは障害をもっているために似たような状況におかれ、共通した体験をする。そしてそれは否定的なものである。労働能力があるにもかかわらず、障害者だからできるはずがないと決めつけられたために就職できない。入試で合格点を取っても設備がないから入学は不可能だとして入学を不許可にされたりする。また階段しかないため、周りの人たちの手を借りなければ上がれない。結局、社会のなかに行き場所がないから在宅、または社会福祉施設に入所・通所するしかない。これらは障害者であるために被る体験である。

障害者は、「保護すべき者」、「社会に役に立たない者」とされてきたが、そのなかで重要な役割を果たしてきたのは、措置制度である。措置制度とは、社会福祉のサービス対象者に対して、「措置」とよばれる行政機関の行政行為（措置権）に基づいてサービスを提供するしくみのことで、障害者施設や特別養護老人ホームなどの入所にあたって、措置権の行使を通じて、受給資格の有無の認定と給付されるサービス内容の決定が行われるものである。わが国の福祉サービスは第2次世界大戦以降、約50年間、措置制度によって行われてきた。措置制度のなかでそのサービス決定を担ってきたのは、専門家と言われる人々である。中西正司は、「専門家とは、当事者に代わって、当事者よりも本人の状態や利益について、より適切な判断を下すことができると考えられている第三者のことである」と定義している。そのために専門家には、一般の人が持てない権威や資格が与えられている。専門家が当事者本

人に代わって判断することをパターンリズムというが、障害者の世界では、この専門家主義の影響は大変強かった。非障害者である専門家が「障害」を定義し、障害等級をつけ、非障害者に近づけるようにリハビリや治療方針を立て、専門家が適切と考えるライフスタイルをおしつけて施設収容を促進してきた歴史がある。明治時代から1970年代までの障害者福祉の形成過程を概観したのが、第1章の「日本における障害者福祉の形成」である。

## 第2章 脱施設化への営み 「青い芝の会」の運動を中心にして

長い間、障害者福祉は施設中心で行われてきた。施設は障害当事者のためにつくられたものではない。障害を持つ子どもの親亡き後の心配や介護の解放を望む親の要望や施設入所こそ障害者が安全で管理が容易という行政上の理由などにより、施設中心の福祉施策がなされてきた。障害を持った人びとを地域から施設に隔離することによって、社会の人々や企業の無理解や障害者に対するネガティブなイメージを助長させることにもつながった。

一方、施設に送り込まれた障害者を待っていたのは、規則づくめの生活と異性介護をはじめとする施設職員による絶え間ない辱め、無気力感と低い自己評価に悩まされる希望のない一生である。このような施設中心の施策のあり方に疑問を抱き、反発したのは、障害者自身であった。脱施設を訴え、自立生活を始めた障害者たちが出てきたのである。ノーマライゼーションとは、高齢者や障害者などハンディキャップがあっても、地域のなかでごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本的理念である。デンマークで1952年頃、刑務所のような処遇がなされている障害者施設に入所している知的障害者を持つ親たちによって、「障害を持つ自分の子どもたちも人間らしい生活を営む権利がある」と施設改善運動が行われたのが、その始まりであった。ノーマライゼーションの理念が最もよく表われているのは、「脱施設化」の動きである。

北欧や欧米では、ノーマライゼーションが提唱されていたにもかかわらず、

日本では大規模障害者施設が全国各地に次々と建設されていた1950～60年代に、日本でも施設での入所生活を嫌い、自立生活を始めた身体障害者たちがいた。それは「障害者は社会に役に立たない存在」という社会のあり方に反対を唱え、障害者解放運動にも大きな影響を与えた「青い芝の会」の障害者たちである。

「青い芝の会」は、1970年代の川崎での車いすによるバス占拠闘争に代表されるようなラディカルな行動によって社会的に様々な反響を巻き起こした。「社会から役に立たない存在」と言われ、病院や施設にしか居場所がなかった障害者にとって、「青い芝の会」の運動は、地域のなかで生活していくことを求めた運動である。また障害者は健常者に対する憧れをもっているが、それも差別につながるとして、「青い芝の会」の運動は、障害者のなかにある「健全者幻想」からの脱却を障害者自身に求めた運動でもあった。重度障害者の立場から社会のあり方を問い直す告発型運動である。この新しい運動の起源は、1964年に茨城県石岡市郊外にある閑居山願成寺で試みられた「マハラバ村コロニー」の身障者共同体運動に求められる。その寺の住職であった大仏空が指導者となり、脳性マヒ者と共に共同体を作り上げたのが始まりであった。「青い芝」の運動が変化するのは、「マハラバ村コロニー」に参加した横塚晃一、横田弘、小山正義、矢田竜司といった面々が、そこを去り神奈川で活動を開始してからである。「青い芝の会」の活動をみていくと、大仏の思想からかなり大きな影響を受けている。

大仏は仏教だけでなく、あらゆる宗教への造詣が深かったが、特にユダヤ教やゾロアスター教の世界を善と悪、光明と暗黒の闘いの場とする二元論的世界観の影響を受けて、世の中を「差別する者」と「差別される者」の闘いの場と規定した。大仏の二元論的世界観は、後の「青い芝の会」の社会観に大きな影響を及ぼすことになる。一方で大仏は、浄土真宗の宗祖親鸞の教えのなかに障害者の解放思想を見出し、悪人正機説を抛り所に、社会から疎外されてきた障害者の復権を主張した。まず現代社会は労働中心・生産中心の

効率優先の社会で、労働できない者は「価値がない人間」という考え方が支配する世の中であると捉え、そのような社会においては、働くことができ、善い行いができる健全者は善人、どんなに努力をしても他人に迷惑をかけなければ生きていけない障害者は悪人ではないのか。その悪人＝障害者こそまず救われるべきである、と大仏は説いた。働けないゆえに肩身の狭い思いをして生きてきた脳性マヒ者たちにとって、この講話は大きな衝撃であった。

さらに大仏は、脳性マヒ者の生き方について2つのことを述べている。1つめは、自己の業・罪深さを自覚せよ、ということであった。脳性マヒ者が自己を凝視した時に見えてくるのは、自らの内面の罪深さ・非力と同時に、社会から差別され、こづき回されてきたみじめな自分の姿である。障害者としての自己の現実を自覚し、自己と社会に絶望し、そこから自己主張（叫び・告発）の声を挙げよ、と大仏は脳性マヒ者たちに唱えたのである。もう1つは、障害者が一般社会に同化しようとする姿勢を厳しく戒めた。障害者には健全者の社会への憧れが強いが、健全者の社会へ同化しようとするほど、むしろ差別され、弾き出されるのだ。それゆえ、健全者の社会に背を向けて、障害者を差別・排除するような社会のあり方こそ、問い直し変えていくべきではないか、とした。

長い間、障害とは不幸なもの、忌むべきもの、あるいは「悪」として否定的に捉えられてきた。そして、努力して障害を軽減し、克服し、少しでも健全者に近づくことが求められた。障害者自身もそれを疑わなかった。しかし、大仏にとっては、障害が「悪」のではなく、障害者が障害者のままで生きられない社会こそが「悪」なのであった。「あるがままに生きる」すなわち障害者としての自己の存在を肯定して生きよ、という大仏の教えは、自らを否定しながら生きてきた脳性マヒ者たちの心を揺さぶり、大きな影響を与えた。

そのなかから横塚、横田、小山、矢田といった1970年代の「青い芝の会」の運動を担う主要メンバー4名が育つことになる。大仏の思想は宗教色彩が

濃く、親鸞の悪人正機説がその核となっている。したがってそれは、生きる姿勢や生きる構えを指し示したものであり、社会運動の理論としては未熟なものであったが、後に彼らに影響を及ぼし、結果的に大仏の思想を体現化した運動を創造したのである。

1970年代の「青い芝の会」の思想は、外に向かったの社会変革の思想と、内に向かったの自己変革の思想から成り立っていた。とりわけ、「青い芝」では内なる差別を問題にし、障害者自身の自己規定の変容を促す運動という側面をもっていた。「青い芝の会」の代表の横塚晃一の自己変革の思想は、次のようなものである。小さい頃から、差別や抑圧によって自己の存在価値を否定し、自己主張を抑えられてきた脳性マヒ者たちは、自分の意見も主張も持てない自己喪失の状態にある。そして絶えず努力して少しでも障害を軽減し、健全者に近づきたいという意識に囚われてしまう。これを横塚は、「健全者幻想」と呼び、脳性マヒ者はまずこの幻想を捨て、社会に対して強烈な自己主張をしていくべきであり、自己主張と自己発見を繰り返しながら、自己確立・主体性の確立を実現すべきだ、とした。健全者が模範となる現在の文化のもとでは、身体的美醜も、健全者の身体が判断の尺度となっている。それゆえ健全者の身体からの偏差が大きければ大きいほど、その身体は、「醜いもの」、「異形のもの」として忌避され、排斥されることとなる。もし脳性マヒ者が鏡を覗く行為が辛いものであるとしたら、それは鏡のなかの「凝視しがたい存在」が己であることを認めざるをえないからにほかならない。自己の存在を否定する「健全者文明」を自分自身の内部に発見し、それがなにものであるか、立ち止まって感じることを重要とした。つまり「醜いもの」、「異形のもの」をありのままに受け入れることによって、自己の存在を認識し、その従来の見方を変えることが重要であると、横塚は訴えているのである。否定的な規範の呪縛から脳性マヒ者を解放し、ありのままの自己を肯定して生きることを障害者たちに訴えたのである。以上のように第2章では、「青い芝の会」の運動を中心にして、脱施設化への営みを述べる。

### 第3章 障害者自立生活センターの位置づけと課題

脱施設化の考え方とともに、障害者解放運動のもう1つの流れは、アメリカから入ってきた「自立生活思想」である。「自立生活思想」は、従来の「身辺自立」や「職業経済的自立」とは異なる「障害者らしい生き方」をもたらした。その一例として障害者自立生活センターをあげることができる。自立生活センターは2つの側面を持つ。①はサービス等を利用し、自分自身の自立生活を営むために障害者が自立生活センターを活用できること、②はこれまで就労が不可能とされてきた重度身体障害者を自立生活センターの職員として雇用し、サービス提供者として関わらせることで就労を作り出しているということである。これまで障害者は、「何もできない不能者」というレッテルをはられてきたが、自立生活センターで給料をもらって働くことで「働ける障害者」であることを他者にアピールすることを可能にした。その1つとして茨木市障害者生活支援センター「すてっぷ21」を取り上げる。

自立生活センターの目的は、自己選択・自己決定をしながら生活をしている障害者を支援することである。①有料介助者の紹介、②権利擁護（アドボカシー）、③ピア・カウンセリング、④自立生活プログラム、⑤住宅相談、⑥情報提供といったサービスを提供している。自立生活センターの特徴としては、障害当事者主体によって運営されている点があげられる。当事者主体を担保するために次の4つの要件がある。（1）意思決定機関の構成員の過半数が障害者であること、（2）重要な決定をください幹部の少なくとも1人は障害者でなくてはならない、（3）職員の1人は障害者でなければならない、（4）多様なサービスの1つ以上を行っている、ことである。そこには「障害者に何が必要か、その必要をどう満たせばいいかを一番よく知っているのは、障害者自身である」という哲学がある。

自立生活センターが誕生、普及したことは、障害者が社会の中で生きていくうえで必然的な要請であったといえる。障害者が自立生活を送るためには、



年金・介助・住居・情報などといった社会資源が最低限必要であるが、公的サービスは量・質ともに十分ではない。自立生活障害者のニーズは障害者が一番よく知っている。これらのことから社会資源の開拓、確保を障害者が行っていくことが求められたのである。この役割を果たしていくのが、自立生活センターである。自立生活センターは障害者が中心となって運営がなされ、障害者のニーズに適したサービスの確保等を組織的に行い、それを障害種別に関係なく誰に対しても提供している。障害者が社会の中で生きていくために、自らの生活基盤をつくりだしたのである。さらに自立生活センターは、障害者自身に対する労働の機会の提供という機能を持っている。以上のように第3章では、障害者自立生活センターの位置づけと課題について述べる。

#### 第4章 障害者の就労

障害者雇用の促進に関する法律では、従業員56人以上の民間企業に、全従業員の1.8%以上の身体障害者か知的障害者を雇うことを義務づけている。従業員301人以上の未達成企業には、不足人数1人につき、月額5万円を支払う障害者雇用納付金制度が設けられ、納付金の徴収が行われている。そして徴収された納付金は、障害者を雇用している企業に報奨金や助成金という形で支給されている。障害者雇用の促進に関する法律は、1960年、障害者が職業を通して社会参加を促進することを目的として制定された。その後、社会情勢の変化に伴って雇用率の引き上げなどの数度の抜本的改正を経て、現在に至っている。しかし、法定雇用率1.8%に達しない民間企業は約6割近くに上り、特に大手企業で障害者雇用が進んでいない実態がある。障害者雇用が進まない理由の1つとして、雇用率を達成できなくても罰則規定がなく、未達成企業の名前も公表されず、障害者雇用納付金を納付すればよい仕組みになっていることがある。このような状況を打開するために、障害者団体関係者やメディアが企業の障害者雇用率に対する情報公開を請求し、国の情報公開審査会が2002年11月、「公開が妥当」と答申、それを受けて、これまで

原則非公開としてきた厚生労働省が方針転換した。これに対して未達成企業約100社余りが製品のボイコット運動につながる恐れがあるとして、公開決定の取り消しを求めて争ったが、同審査会が公開を促す判断をした。この判断に基づき、厚生労働省が未達成企業9040社を開示した。これにより障害者が未達成企業に直接改善を働きかけたり、雇用率が低い大企業には株主代表訴訟を起こしたりすることも可能になった。それにともない各企業は、株主代表訴訟や企業イメージの低下を避けるためもあるが、雇用率を達成するために特例子会社を設立するなどの対策を打ち出し始めた。実際、日本航空では株主が事業主を「雇用率を達成せずに多額の納付金を払うことで収益を悪化させた」として訴えている。第4章ではまず、企業の障害者雇用の現状と課題を述べる。

一方、企業で一般就労できない障害者は、授産施設や作業所などの福祉施設で働くことが多い。その労働は、環境や設備も十分でないところが多く、賃金も福祉的就労と位置づけられ、都道府県の最低賃金が適応されないので月平均で1万円しかない。授産施設や作業所の仕事は、企業の下請けがあるが、それだけでは施設の運営を維持できないので、多くの施設では、空き缶のリサイクル・牛乳パックの再生はがき・木工品・クッキーなどの製造を行っている。しかしそれでは経営力がなく売れないので、給料が1万円にしかないのは、あたりまえである。ヤマト福祉財団の小倉昌男は、各地の授産施設や作業所の現状を見て、驚きとショックを受ける。そこで小倉は、障害者が自立するために国や自治体に頼らずにきちんと給料を稼ぎ出すことを目標に作業所の経営者を対象として「小規模パワーアップセミナー」と銘打って、各地で経営セミナーを開き、経営コンサルタントを招いて、市場主義経済やマーケティングなどの講義を行った。小倉は市場をよく理解したうえで障害者施設を運営すべきである、障害者の世界も市場主義経済になり、努力していいものをつくれれば売れる、売れば給料も増えるし、仕事にやりがいも生まれる、生活賃金が保証されない授産など意味がないと、セミナーを通

して訴えた。そのうえで小倉はセミナーの実践を試みた。広島に本社を置きアンデルセンを運営するベーカーリー大手のタカキベーカーリーの支援のもとで、1998年6月、銀座にスワンベーカーリー1号店をオープンさせた。障害者を契約社員として10名前後を雇用して、時給は750円からスタート、賞与や昇給もあり、一定時間以上働くと社会保険も適用、フルタイムなら月に10万円ほどの収入が得られ、障害基礎年金を合わせればグループホームなどで自立して暮らせる道も開けた。第4章では、関西での第1号店であるスワンベーカーリー茨木店を取り上げ、その活動を紹介したい。

## 第5章 近年の障害者福祉の動向 2000-2007

今、障害者福祉は転換点を迎えている。少子高齢化などの激動する社会情勢の変化の中であって、福祉ニーズは、ますます多様化、深刻化、複雑化している。福祉サービスは、今や高齢者や障害者などの一部の特定の人たちだけのものではなく、国民全体をサービスの対象としている。このような変化に対応すべく社会福祉構造改革では、「利用者の選択」「主体性」「サービス提供者との対等な関係」が理念として掲げられ、「措置から契約へ」の利用方式への移行がなされた。それにともない、高齢者分野では、2000年に介護保険制度が、障害者分野では、2003年に支援費制度が導入された。その後、サービス利用者の増加によって、支援費制度は財源不足に陥り、制度維持が困難になったため、2006年に障害者自立支援法が導入されている。ここ数年の障害福祉の制度やサービスの早急な変更は、障害者及び家族、サービス提供者の間に、様々な不安や動揺、混乱をもたらしている。そこで第5章では、2000年から2007年までの障害者福祉の動向をまとめた。

## 終章 今後の展望 -新しい労働の創造に向けて-

本論文において筆者が強調したいことは、従来の発想を変えることによって、障害者に対する社会の見方を「保護の対象」から「労働者」あるいは

「納税者」というように、変えていくことができるということである。またそのような考え方が定着することで、社会のなかでの障害者の位置づけも変化してくるということである。

社会福祉法人などの非営利組織の運営については、補助金など税金が使われることが多い。しかし、社会福祉基礎構造改革や近年の景気の動向など、様々な要因が重なって、補助金カットが叫ばれることが多くなってきた。そして現実に補助金が削減されている。そしてそれは、その時々を経済や景気の動向、政治状況によって絶えず変化している。そのような事態に対応するため、筆者は、新たな、または独自の事業収入を確保することによって、補助金に頼らない組織運営を目指すべきだと考えている。それは障害者個人の生活においてもいえることである。

こうした流れを受け、社会福祉法人や特定非営利活動法人、あるいは株式会社のなかには、新しい動きを探るところも出てきた。この論文で触れてきたスワンベーカーの取り組みもその1つに数えられる。

これらの取り組みはまた、ソーシャルインクルージョンの取り組みでもある。ソーシャルインクルージョンとは、「差別や偏見のために、社会から排除されている人々を地域社会の仲間に入れていくこと」をいう。従来のものに加えて、ボランティア団体やNPO法人、生活協同組合などを生かしながら、新しい社会システムの構築をめざす動きである。日本においても今後、ソーシャルインクルージョンが重要視されてくるであろう。以上のように終章では、新しい労働の創造に向けて、いくつかの新たな取り組みと今後の展望について述べる。

## 博士論文審査報告

博士学位審査委員会：主査 上田 修  
副査 坪山 孝  
副査 宮本 孝二

小出享一の博士学位申請論文「障害者の自立生活の展開」は、ノーマライゼーションや脱施設化といった言葉で語られる障害者の自立生活が、障害者自身の運動によってどのように形成・展開してきたのかを、労働という点に焦点をあてることで明らかにしようとしたものである。

第1章では、後続する各章の前提となる障害者福祉の形成史が取り扱われる。家族での介護を前提とし、その介護力で支えきれない場合には施設収容をおこなうという「日本型福祉」制度においては、障害程度の軽い者だけが就業の対象とされ、重度障害者はその対象から省かれる。ここに問題の出発点が据えられ、働けない重度障害者は施設に収容するという措置制度が戦後に制度化されてくる過程が検討される。第2章では、障害者自身による脱施設化を求めた先駆的な運動である「青い芝の会」が取り上げられる。同会は激しい告発型の運動をおこなったことで知られるが、設立当初は障害者の親睦団体にすぎなかった。この性格が大きく変化するのは1970年前後のことであるが、この契機について、とりわけマハラバ村コロニーに焦点が当てられる。「悪人正機説」に拠り、障害者の解放を唱えた閑居山願成寺の住職・大仏空が主催する同コロニーでの生活が、1970年代の「青い芝の会」の運動を中心的に担った者の思想に大きな影響を与えたからである。この検討に基づき、「青い芝の会」の運動の基底にあった考え方と運動の性格が検討されるとともに、その限界が明らかにされる。

これを受けて、第3章では、アメリカで生まれた自立生活思想とそれにも

とづく自立生活センターがわが国に導入され、障害者の地域での生活を支える過程が検討される。「青い芝の会」は措置制度が孕む問題を鋭く提起したものの、多くの障害者が「身辺自立」や「職業経済的自立」にとらわれない「障害者らしい生き方」を目指した時、それを支える体制を形成するというものではなかったからである。自立生活センターは、地域における障害者の生活をサポートするという点ではたしかな成果を上げたが、障害者自身によってその生活を支えるという視点を持たなかった。障害者の自立という問題を問う時、この点は避けることができない。第4章では、この問題が扱われる。障害者が地域で生活するためには経済的基盤の確立が不可欠であると指摘した故小倉昌男によってはじめられたスワンベーカーリーの実践が、その関西第1号店である茨木店に焦点を合わせ、分析される。「青い芝の会」、自立生活支援センターの活動等によって障害者が地域で暮らすことは当然のこととなったが、これらの運動において欠けていた自らの労働によって地域での生活を経済的に支えるという問題に取り組んだのがスワンベーカーリーであったからである。そして、第5章では、自立生活の展開の制度的条件にかかわる問題として、社会福祉基礎構造改革として知られる一連の社会福祉政策の改革問題を取り上げ、法制度の改正とそれが抱える問題点に焦点を合わせることで、検討される。

以上のように、本論文は「日本型福祉」制度の下で、自立生活を求める障害者運動の画期をなすケースを取りあげることで、その歩みを再構成しようとした意欲的な論考である。本論文の意義と問題点をあげれば、以下の通りである。

- ①ノーマライゼーションにせよ脱施設化にせよ、障害者の自立生活をめぐる議論は、施設と地域生活の対立軸を自明としてきたが、本論文は、地域生活に労働、それも労働による生活基盤の確立という視点を加えることで、この分野におけるあらたな議論構築の可能性に取り組んだものとして評価できる。ただし、各段階の典型例として取り上げられたケースをいかに論

理的に結びつけるかという点については十分に処理できていないという問題がみられる。

②この点とも関連するが、「青い芝の会」の運動がその根底で「悪人正機説」と結びついていたことを明らかにしえたのは、わが国のノーマライゼーションをめぐる議論にあらたな知見を加えたものとして評価することができる。しかし、1980年代、とりわけ後半期以降の障害者の運動が、大仏の主張をベースとする「青い芝の会」の考え方（日本）、自立生活思想（アメリカ）、ノーマライゼーション（北欧）というそれぞれ異なった考え方のどの部分を結びつけたものなのかということを経験的に解明しえているとは言えないという問題を抱えている。

③障害者運動の歴史的発展を描く際、自立生活センターをはじめとして筆者が関わったケースを併せて取り上げることで、その取り組みを具体的に示そうとする試みがなされている。しかし、障害者の歴史的発展に関わって、筆者の経験－ケース分析を加えることによってあらたな解釈なり知見が得られるということが明瞭に示されているわけではない。筆者の実践例の扱いが実証的レベルでみれば弱いという問題がある。

博士学位審査委員会は、最終試験において以上の点を確認するとともに、今後の出版計画についても再確認した。

以上の審査結果に基づき、審査委員一同は小出享一への博士学位授与を研究科委員会に提案するものである。